

規制の事前評価書

法律又は政令の名称: 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称: (1) 特別管理特定水産資源等の資源管理措置

① TAC報告事項の追加

② TAC報告に関する記録作成・保存義務

③ TAC報告義務違反者に対する停泊命令等

④ 衛星船位測定送信機等の通信妨害等の禁止

(2) 特定第一種第二号水産動植物等の流通の適正化措置

① 伝達義務及び取引記録の作成等の義務

② 違反者に対する勧告・命令

③ 届出義務

④ 輸出の規制

規制の区分: 新設、改正(拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局: 水産庁 漁政部 加工流通課

評価実施時期: 令和5年11月～令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことと想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

水産業は、その大部分が天然資源に依存する産業であり、各漁業者の裁量に委ねるのみでは過剰な漁獲競争を招き、資源を枯渇させるリスクがある。このため、漁業法においては、漁獲可能量（TAC : Total Allowable Catch）による管理を基本とすることとし、漁獲量を管理する区分（以下「管理区分」という。）ごとに、農林水産大臣又は都道府県知事が、第26条第1項及び第30条第1項に基づく漁業者からの漁獲量等の報告（以下「TAC報告」という。）を受けて、漁獲可能量を超えた漁獲が行われないよう資源を管理することとしている。

特に、カツオ・マグロ類、サンマ等の高度回遊性魚種は、一国の排他的経済水域にとどまらず二国以上の排他的経済水域や公海上で漁獲の対象となるため、これを漁獲する国は、国連海洋法条約により資源の保存及び利用のため、排他的経済水域の内外を問わず地

域漁業管理機関を通じて協力して資源管理を行うことが定められている。中でも太平洋クロマグロは中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において各国別の漁獲可能量を定めるなど厳格な資源管理が実施されており、太平洋クロマグロの資源量は歴史的低水準であった2010年の約9,800トンから、2020年には約6.5万トンまでに回復【参考1】するなど、資源管理の取組の成果が出つつある状況にある。

このような中、令和5年2月に太平洋クロマグロについて、TAC報告義務違反（以下「本事案」という。）で関係者が逮捕される事案（以下「本事案」という。）が発生した。本事案は、本事案が発生した管理区分における年間の漁獲可能量460.8トン（令和3年度）の約16%にあたる約74トンもの多量のクロマグロをTAC報告をせずに流通させた悪質なものであり、同様の事案の再発を防止しなければ、適切なTAC管理に支障が生じかねない。

また、TAC報告義務に違反した漁獲物は通常よりも安値で取引されることが多いと考えられるところ、これを仕入れて流通させた事業者は多額な利益を得ることができる一方、適正に事業を行っている事業者等が競争上不利益を被ることが懸念され、結果として、TAC報告義務に違反して採捕された漁獲物を取り扱って利益を上げる誘因が働き、最終的に水産資源の適切な管理に深刻な影響を及ぼしかねない。

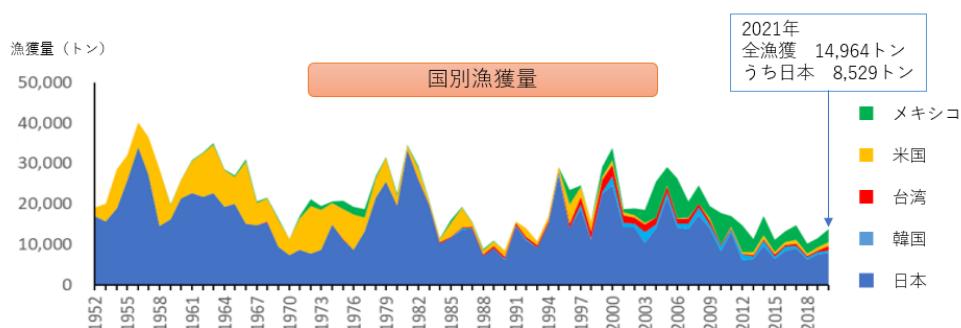
本事案と同様の事案の再発を防止するための規制を導入しない場合、太平洋クロマグロの資源量の回復傾向に歯止めがかかる【参考1】こと等につながり、我が国の漁獲量（2021年に8,529トン【参考2】）が減少することが懸念される。

【参考1】

○太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測 (現行措置を継続した場合)



【参考2】



② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

(1) 特別管理特定水産資源等の資源管理措置（漁業法）

【課題及び課題発生原因】

本事案においては、商取引上の取引伝票と漁獲量の総量のみのTAC報告の内容を照合して伝票の記載に係る漁獲物が未報告の漁獲物かどうか確認することが容易にできなかったことから、未報告に係る数量の特定に時間がかかり、令和4年8月に県庁が認定した数量（約56トン）、警察が発表した数量（約98トン）、起訴対象の数量（約74トン）の間に大きな差異が生じたところであり、個々の漁獲物の伝票等の記録とTAC報告の内容を照合できないままでは、迅速かつ実効性のある取締りができない。

また、報告義務違反が繰り返し生じると、違反行為者が不正に利益を得続けることができるとともに行政が正確な漁獲量を適時に把握できず適切な行政措置をとれなくなるが、現行法においてはその操業を速やかに停止させることができない。

さらに、漁業法第52条第2項では、国際条約での設置が義務とされる場合などに操業位置を把握できる機器等の設置・常時作動を命ずることができるとしているが、通信を妨害する機器等を設置していることが疑われる例が発生している。TAC報告義務に違反した採捕の再発防止に向け、洋上での取締り強化のため、通信を妨害する行為等の禁止による抑止力強化を行う必要がある。

【規制の内容】

個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロなどの魚種は、個体ごとに取引される場合が大半である点に着目し、

- ① TACによる管理を行う特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、資源管理に関する国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるもの（以下「特別管理特定水産資源」という。）の採捕をしたときのTAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を法定化する
- ② 特別管理特定水産資源の採捕をした者は、船舶等の名称、個体ごとの重量等の記録を作成し、農林水産省令で定める期間保存しなければならないこととする
- ③ 特別管理特定水産資源を採捕する者が、①の報告義務に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるときについて、第27条及び第34条の即時の停泊命令等の対象に加えることとする。

また、洋上での取締り強化のため、

- ④ 第52条第2項に規定する農林水産大臣による衛星船位測定送信機等の設置及び常時作動の命令を受けた者は、通信の妨害等の行為を行ってはならないこととする。

(2) 特定第一種第二号水産動植物等の流通の適正化措置（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律）

【課題及び課題発生原因】

TAC報告義務に違反した漁獲物は、通常よりも相当安い価格で取引されることが多いと考えられ、これを仕入れて流通させた事業者等は多額な利益を得ることができる一方、適正に事業を行っている流通事業者等は、競争上不利益を被ることとなる。結果として、TAC報告義務に違反して採捕された漁獲物を取り扱って利益を上げる誘因が働き、不正に関与する者が水産物の流通業を占めるおそれがあり、最終的に水産資源の適切な管理に深刻な影響を及ぼしかねない。

【規制の内容】

漁業法に規定する特別管理特定水産資源（同法の規定による措置のみによって違法かつ過剰な採捕を有効に防止できると認められるものとして農林水産省令で定めるものを除く。）及び水産資源の保存及び管理のための我が国の措置に違反した採捕が行われるおそれが大きいこと等が認められるものとして、農林水産省令で定める水産動植物を、特定第一種第二号水産動植物と定義する。

特定第一種第二号水産動植物の採捕者及び特定第一種第二号水産動植物等を譲り受けた取扱事業者等に、その水産動植物等の譲渡し等をする際にその名称、船舶等の名称、重量その他農林水産省令で定める事項の伝達義務を課すとともに、取引記録の作成等の義務（①）、違反者に対する勧告・命令（②）、届出義務（③）、輸出の規制（④）を設ける。

(1) 及び (2)

【規制以外の政策手段】

本規制以外に違反件数を減少させる手段として、漁業監督公務員（水産庁職員・都道府県職員）による巡回や立入検査の強化等の漁業取締の強化が想定される。漁業関係法令違反を直接取り締まることができ、また違反を行う漁業者等への牽制も見込まれるため、一定の効果が期待できる。しかしながら、記録の作成や衛星船位測定送信機等の通信が確保されなければ、捜査の端緒を掴むことが困難となり、人員の増員等で対処せざるを得ず、漁業取締の主体となる国及び都道府県の財政に大きな負担を強いいる。このため、規制手段の採用が妥当である。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(1) 特別管理特定水産資源等の資源管理措置

【遵守費用】

① TAC 報告事項の追加

従来、TAC 報告は、都道府県等の指定のファイルに数値を入力する方法で行っており、「個体の数」を追加で報告させることとしても、それ以外の項目の入力と一連の作業で行うこととなることが想定されるため、追加の遵守費用は生じない。

② TAC 報告に関する記録作成・保存義務

採捕漁船名、個体の重量等の事項の記録については、商慣行上作成される取引伝票に記載され、保存されていることが多い、当該伝票を作成・保存することで本義務を遵守できることとなるため、追加の遵守費用は生じない。

③ TAC 報告義務違反者に対する停泊命令等

停泊命令等については TAC 報告義務に違反した場合に限って行われるものであるため追加の遵守費用は生じない。

④ 衛星船位測定送信機等の通信妨害等の禁止

命令を受けて衛星船位測定送信機等を設置している者に対して、当該機器の通信の妨害を行ってはならない旨を規定するものであるから、当該機器を適切に使用している者に対して追加の遵守費用は生じない。

【行政費用】

① TAC 報告事項の追加

漁業法に基づく TAC 報告は、「TAC 報告システム」で管理しており、当該システムに報告項目を追加する改修を行う必要がある。改修に要する費用である約 600 万円（事業者からの聞き取りによる。）が行政費用として見込まれる。

また、報告事項に追加される「個体の数」を確認する必要が生じるが、それ以外の項目の確認と一連の作業で行うこととなることが想定されるため、追加の行政費用は生じない。

② TAC 報告に関する記録作成・保存義務

記録の作成・保存は各事業者によって遵守されるものであり、追加の行政費用は生じない。

③ TAC 報告義務違反者に対する停泊命令等

停泊命令等の対象となる違反者を覚知した場合には、事実認定及び命令発出のための手続が発生することが見込まれ、

- ・一連の作業に要する時間を 6 時間
- ・停泊命令に係る事務を行う職員時間単価を令和 5 年国家公務員給与等実態調査

(人事院)における平均給与月額 412,747 円 ÷ (20 日 × 7.75 時間) ≈ 2,663 円と仮定すると行政費用は約 1.6 万円 (6 時間 × 2,663 円 ≈ 1.6 万円) と推計できる。なお、TAC 報告義務違反を繰り返し行うおそれがある事例の件数はこれまで把握していないことから、年間の見込み件数を算定することは困難であるが、年間 5 件と仮定すると、行政費用は約 8 万円 ($5 \text{ 件} \times 1.6 \text{ 万円} = 8 \text{ 万円}$) と推計できる。

④衛星船位測定送信機等の通信妨害等の禁止

命令を受けて衛星船位測定送信機等を設置している者に対して、当該機器の通信の妨害を行ってはならない旨を規定するものであるから、追加の行政費用は生じない。

(2) 特定第一種第二号水産動植物等の流通の適正化措置

【遵守費用】

①伝達義務及び取引記録の作成等の義務

伝達及び記録の作成・保存を求める事項については、商慣行上作成される取引伝票等に記載して相手方に交付され、各事業者において保存されることが多いものであることから、追加の遵守費用は生じない。なお、伝達義務については、QRコード等を用いた効率的な方法によることも認める見込み。

②違反者に対する勧告・命令

伝達義務及び取引記録の作成等に違反した者に限って行われるものであることから、規制を遵守している者に対して、新たな遵守費用は生じない。

③届出義務

- ・届出に要する時間を 2 時間
- ・届出を行う事業者の従業員の時間単価を 1,494 円 (令和 4 年分民間給与実態統計調査 (国税庁) の農林水産・鉱業平均年間給与から $287 \text{ 万円} \div (12 \text{ 月} \times 20 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間}) \approx 1494 \text{ 円}$)
- ・クロマグロを取り扱う可能性のある事業者数を約 3,000 者 (農水省調べ) と仮定すると遵守費用は約 900 万円 ($2 \text{ 時間} \times 1,494 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 者} \approx 896 \text{ 万円}$) と推計できる。

④輸出の規制

- ・適法漁獲等証明書の申請書作成に要する時間を 1 時間
- ・届出を行う事業者の従業員の時間単価を 1,494 円
- ・年間の太平洋クロマグロの輸出件数を約 500 件 (農水省調べ) と仮定すると遵守費用は約 75 万円 ($1 \text{ 時間} \times 1,494 \text{ 円} \times 500 \text{ 件} \approx 75 \text{ 万円}$)

【行政費用】

①伝達義務及び取引記録の作成等の義務

伝達義務及び取引記録の作成等の義務は事業者において行われるものであることから、追加の行政費用は生じない。

②違反者に対する勧告・命令

伝達義務等の違反者を覚知した場合には、事実認定及び勧告・命令の発出のための手続きが発生することが見込まれ、

- ・一連の作業に要する時間を 6 時間

- ・勧告・命令に係る事務を行う職員時間単価を 2,663 円

と仮定すると行政費用は約 1.6 万円（6 時間 × 2,663 円 = 1.6 万円）と推計できる。なお、制度施行前の現段階で年間の違反の見込み件数を算定することは困難であるが、年間 5 件と仮定すると、行政費用は約 8 万円（5 件 × 1.6 万円 = 8 万円）と推計できる。

③届出義務

- ・届出の受理に要する時間を 0.5 時間

- ・届出の受理を行う職員時間単価を 2,663 円

- ・届出件数を 3,000 件（農水省調べ）

と仮定すると、業務増に係る行政費用は約 400 万円（0.5 時間 × 2,663 円 × 3,000 件 = 400 万円）と推計できる。

④輸出の規制

- ・適法漁獲等証明書の審査に要する時間を 0.75 時間

- ・届出の受理を行う職員時間単価を 2,663 円

- ・申請件数を年間約 500 件（農水省調べ）

と仮定すると、業務増に係る行政費用は約 100 万円（0.75 時間 × 2,663 円 × 500 件 = 100 万円）と推計できる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

特別管理特定水産資源等の資源管理措置の導入により、個々の漁獲物の伝票等の記録とTAC報告の内容を照合すること等が可能となり、違反行為者に対し迅速かつ実効性のある取締りを行うことができるようになる。

さらに、特定第一種第二号水産動植物等の流通の適正化措置の導入により、適正に事業を行っている者が競争上不利益を被ることがなくなり、TAC報告義務に違反した漁獲物の流通を抑止することが可能となる。

これらにより、TAC報告義務の確実な履行が確保でき、水産資源の持続的な利用が可能となる等の効果が見込まれる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

効果について金銭価値化することは困難であるものの、本規制の導入により、TAC報告義務に違反した漁獲物が安値で取引されることなくなることにより、関係事業者の損失を防ぐことができるほか、TAC報告義務の確実な履行が資源の持続的な利用につながることにより、我が国の漁獲量の維持・増大が実現できるといった効果（便益）が期待される。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握

することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

無秩序なIUU（違法・無報告・無規制）漁業は、国際的に取締りの強化が強く求められているところであり、我が国におけるTAC報告義務違反を防止する規制を導入することにより、国際的な評価につながる可能性がある。

また、情報の伝達義務については、QRコード等を用いた電子的な方法での伝達も認められた見込みであり、電子的な方法が主流となった場合は、漁業現場及び流通現場のスマート化に寄与する可能性がある。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制の導入に係る費用として、遵守費用は約975万円/年、行政費用は約1,116万円/年が見込まれる。

一方、本規制の導入により、TAC報告義務の違反者に対し迅速かつ実効性のある取締りを行うことやTAC報告義務に違反した漁獲物の流通を抑止することが可能となることで、TAC報告義務の確実な履行が確保でき、水産資源の持続的な利用が可能となる等の効果が見込まれるため、本規制を導入することは妥当であると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観

点から

比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

当該規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

【代替案】

TAC報告義務違反に係る漁獲物の流通を禁止する。

【費用】

漁業者が漁獲物を漁獲してから販売を行うまでの間に、個体ごとに行政職員がTAC報告を行ったことをシステム等で確認しなければ流通してはならない仕組みとすることが考えられるが、当該仕組みの実施に当たっては、全国で使用可能なシステムの構築が必要となるほか、行政職員が水揚げがあり得る時間（深夜から午後までの時間帯）に継続的に即時の対応を行う必要があり、多大な費用を要すると考えられる。

【副次的な影響及び波及的な影響の把握】

生鮮で流通する漁獲物について個体ごとにTAC報告の確認をする場合、水揚げした個体の数が多く確認に時間を要してしまうと鮮度が低下し、経済的価値が下がることとなり漁業者・流通業者の利益が減少する可能性があるとともに、鮮度が低下した漁獲物を消費することとなる消費者の便益が低下する可能性がある。

【効果】

国内に流通する漁獲物はすべてTAC報告がされたことが行政職員によって事前に確認されたものとなり、TAC報告義務に違反した漁獲物が流通するリスクを規制案よりも一層低減ができる。

【規制案と代替案の比較】

規制案と代替案を比較すると、代替案では規制案よりも効果が得られる可能性があるものの、多大な費用を要する。さらに、規制案と異なり、過剰な規制により鮮度の低下等による副次的な漁業者・流通業者・消費者の便益の低下が生じる可能性が高い。これらの費用と便益を総合的に鑑みると、規制案をとることが妥当であると考える。

7 その他の関連事項

(11) 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

なし

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法施行後5年を目処に実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

TAC報告義務の違反件数